

イデアフィットネスメンバーズクラブ会員会則

第1条（適用範囲）

idea fitnessメンバーズクラブ会員会則（以下「本会則」と言います。）は「ideafitness」（以下「本クラブ」と言います。）の会員、本クラブの施設を利用する方に適用します。

第2条（目的）

本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦ならびにボディメイクライフ振興を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）

本クラブの全ての施設は、idea fitness（以下「会社」と言います。）が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所を置きます。

第4条（会員制）

- 1.本クラブは会員制とし、完全予約制とします。
- 2.本クラブの個別施設を構成する各種サービスゾーン（以下「諸施設」と言います。）の利用範囲、条件および特典については別に定めま

第5条（入会資格）

本クラブの入会資格は、以下の通りとし、その項目全てに該当する方とします。

- (1) 各会員区分において会社が別途定める資格に該当する方。
- (2) 本会則及び「個人情報保護方針」に同意した方。
- (3) 満16歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に親権者の同意が必要となります。
- (4) 本クラブの諸施設の利用に耐えうる健康状態であることを会社に申告いただいた方。
- (5) 医師等から運動、入浴等を禁止されてい

ない方。

- (6) 伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患していない方。
- (7) 妊娠していない方。
- (8) 反社会的勢力（暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等。）の関係者でない方。
- (9) 過去に会社より除名の通告を受けていない方。
- (10) 過去に第22条第2項に基づき諸施設の利用を禁止されていない方。

第6条

- 1.本クラブに入会しようとするときは、会社が別途定める手続きを行うことにより、入会申込を行って頂きます。
- 2.コースの利用を希望するときは、会社が別途定めるところに従い、コースの利用申込を行って頂きます。
- 3.未成年の方が入会またはコースの利用契約を締結しようとするときは、会社が別途定めるところに従い、コースの利用申込を行って頂きます。この場合、法定代理人（親権者・保護者）の同意を得た上で入会またはコースの利用申込を行って頂きます。この場合、法定代理人（親権者・保護者）は法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく義務及び責任を本人と連帯して負うものとなります。
- 4.未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

第7条（変更手続き等）

- 1.会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
- 2.会社より会員のメールまたはLINEあてに通知、連絡等行う場合は、会員から届出のあつ

たもの宛に行い、効力を有するものとします。

第8条（個人情報保護）

会社は、会社の保有する会員の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理

第9条（諸費用）

- 1.会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、入会金及びコース費用等会社が別途定める諸費用（以下「諸費用」と言います。）をお支払頂きます。
- 2.会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、前項の諸費用をお支払頂きます。
- 3.一旦納入した諸費用は、返還できません。但し、第21条に定める中途解約、第22条に定める除名の場合は除きます。
- 4.会員が第1項に定める期日までに諸費用を支払わない等債務不履行がある場合、会社は、会員に対して負う債務とを対当額にて相殺することがあります。
- 5.第1項に定める期日までに支払うべき諸費用全額のお支払が完了しない場合、施設の利用ができなくなることがあります。

第10条（会員資格の取得）

第6条の入会手続きが完了したときに、会員資格を取得するものとします。

第11条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権、および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本クラブの会員資格は、相続その他の包括承継の対象になりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。

第12条（ビジター）

- 1.次の各号に該当する場合、会員以外の方、（以下「ビジター」と言います。）も、諸施設を利用頂くことができます。
 - (1) 会員の同伴者のうち会社が別途定めた条件により認めた者

(2) その他、会社が別途定めた条件により入会前に諸施設の利用を認めた者

- 2.ビジターは、会社が別途定める施設利用料をお支払頂くことがあります。
- 3.ビジターは本会則及び会社が別途定める施設利用料をお支払頂くことがあります。

第13条（その他の会員以外の施設利用）

会社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認める事ができます。

第14条（施設内諸規則の遵守）

会員（ビジターを含みます。）、諸施設の利用にあたり、本会則および諸施設内規則を遵守し、施設スタッフの指示に従って頂きます。また、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第15条（禁止事項）

会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、諸施設において次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の会員や施設スタッフ殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (3) 大声、奇声、を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- (6) 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に違反する一切の行為。
- (9) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ

持ち込む行為。

(10) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。

(11) 高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。

(12) シャワールームで髪を染める行為。

(13) 施設スタッフに対する、会社以外の他社への就職斡旋や引き抜き行為。

(14) 小学生以下のお子様の同伴。

(15) その他の法令及び公序良俗に反する一切の行為。

第16条（免責）

1.会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）が諸施設の利用中または諸施設の外で被った被害や怪我その他の事故について、会社に故意または過失がない限り、会社は、当該損害に対する一切の責任を負いません。

2.本クラブは、第15条第11号で会員が高額な金銭、貴金属その他の貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、会社に故意または過失がない限り、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。

第17条（会員の霜害賠償責任）

1.会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）が諸施設の利用中、会社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、会社に対して一切迷惑をかけないものとします。

第18条（会員資格喪失）

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第22条により除名されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 会社が入会手続きをした施設の全部を第23条により閉鎖したとき。
- (4) 法人会員においては、法人会員契約の終了または変更により会員資格を喪失したとき。
- (5) 会員に対し、破産手続開始、再生開始手

続、構成開始手続、特別精算開始その他倒産処理手続（将来制定される手続きを含みます。）開始の申立てがあったとき。

第19条（予約の変更・キャンセル）

予約の変更・キャンセルについては、諸施設内諸規則に定める通りとします。

第20条（有効期限の延長）

会員（ビジターを含みます。）は、コースの有効期限内に規定回数のトレーニングを実施できないときは、会社所定の書面により有効期限の延長手続きを行うことができるものとします。延長期間については、施設内諸規則に定めるとおりとします。

第21条（中途解約並びに全額返金保証）

1.会員（ビジターを含みます。以下本条において同様です。）は、お申込されたコースに係る契約を自己都合により中途解約するときは、書面により解約の申出を行うものとします。当該契約は、会員の当該解約の申出により解約されます。

2.前項により会員が、1回目のトレーニング（トレーニングは有償のものに限ります。本条において以下同様です。）前に中途解約した場合、割賦販売契約か否かを問わず、コース以外の費用については、法令の定めにより当社が責任を負担すべき場合を除いて、理由の如何を問わず返還いたしません。

3.前項の場合を除き、第1項により会員が契約を中途解約した場合、会社は、解約対象コースについて会員が会社と割賦販売契約を締結していた場合を除き、会員に対し、諸費用のうちコース費用について、次の(1)から(2)を減じた金額を返還いたします。コース費用以外の以外の費用については、法令の定めにより当社が責任を負担すべき場合を除いて、理由の如何を問わず返還いたしません。

(1) 当該コースの費用全額を、予定全トレーニング回数で割った金額に、当該全トレーニング回数から中途解約時点までに会員が実施したトレーニングの回数を減じた回数を乗じた金額

(2)上記の(1)金額から20,000円を減じた金額4.前項により会員が契約を中途解約した場合であって、解約対象コースについて会員が会社と割賦販売契約を締結していたときには、会社は、当該中途解約時点までに会員が実施していないトレーニング（以下「残りのトレーニング」と言います。）に対するコース費用に係わる賦払筋であって、会員が未払いのものについてはなお請求できるものとします。

5.前項の場合において、解約が初回トレーニング実施後であるときには、会員は、会社に対し、割賦販売手数料（割賦提供価格と現金提供価格の差額）を支払わなければなりません。

6.第4項の場合において、会社が残りのトレーニングに対するコース費用に係わる賦払筋を受領済である場合には、会社は会員に対し、当該金額を速やかに返還します。

7.全額返金の申請を初回トレーニングから起算して30日以内にされることが必要となります。

全額返金条件は、下記に該当する場合は返金いたしかねます。

- ①トレーニング日時の24時間以内の変更を3回以上されている。
- ②トレーニングの無断欠席をされている。なお、全額返金申請までに購入された物品等の購入代金については、全額返金の対象外です。
- ③食事の提出を求められても、1日以上提出されていない場合が、3回以上ある。

上記に該当する場合は、対応致しかねますので、予めご了承下さい。

第22条（除名等）

1.会社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、以後諸施設の利用が一切できません。

- (1) 第5条の入会資格（第7号を除く。）を喪失したとき。または、入会資格（第7号を除く。）を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。
- (2) 本会則および施設内諸規則に違反したとき。

(3) 他の会員、ビジターや施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。

(4) 他の会員、ビジターや施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。

(5) 大声、奇声を発する行為、他の会員、ビジターや施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。

(6) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員、ビジターや施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。

(7) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。

(8) 他の会員、ビジターや施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその旨の届出があったとき。

(9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。

(10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。

(10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。

(11) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。

(12) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。

(13) 割賦利用による諸費用の支払いを連続して2ヶ月間怠ったとき。

(14) 施設スタッフに対する会社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為を行ったとき。

(15) 本クラブの許可なく、直接施設スタッフからトレーニングを受けたとき。

(16) 法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。

(17) トレーナーが会員と連絡が取れなく

なった場合、もしくはトレーニングを3回以上無断でお休みされたとき。

(18) その他会社が会員としてふさわしくないと認めたととき。

2. 会社は、ビジターが諸施設の利用中に前項各号に該当した場合、以後諸施設の利用を一切禁止します。

3. 第1項各号に基づき除名された場合及び前項

に基づき諸施設の利用を禁止された場合には、会社は、会員及びビジターに対し、前条各号に定める中途解約の場合の諸費用の返還に準じ、諸費用の一部を返還いたします。

第23条（施設の閉鎖・休業および解散）

会社は、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業または本クラブの解散（以下「閉鎖」と言います。）をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として、1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

(1) 気象災害その他外因的事由により、会員に危険が及ぶと判断したとき。

(2) 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。

(3) 定期休業によるとき。

(4) 事業譲渡その他本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。

第24条（利用の禁止）

会員（ビジターを含みます。）が次の各号に該当するときは、諸施設内の利用を禁止します。

(1) 暴力団関係者であるとき。

(2) 伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患しているとき。

(3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。

(4) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。

(5) 妊娠しているとき。

(6) その他、正常な諸施設の利用ができないと会社が判断したとき。

第25条（利用の一部制限）

会員（ビジターを含みます。）が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。

(1) 飲酒等により、安全に諸施設を利用することができないと会社が判断したとき。

(2) 医師等から運動、入浴等を禁止されているとき。

(3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。

(4) 妊娠しているとき。

(5) 事前の間診および検査（脈拍・血圧等。）により、安全に運動することができないと会社が判断したとき。

(6) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

第26条（諸費用の変更並びに運営システム変更について）

1. 会社は、会員が負担すべき諸費用について、会社が必要と判断したときは変更することができます。

2. 会社は、施設運営システムを、会社が必要と判断したときは変更することができます。

3. 前二項の場合、会社は1ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

4. 会社は、トレーナーの病気その他やむを得ない事情がある場合には、トレーナーの担当変更をすることがあります。

5. 前項の場合、変更が決定した段階で、会員にこれを告知します。

第27条（本会則等の改訂）

会社は、本会則および施設内諸規則の改定を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、会社は予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本会則および諸施設内諸規則は全会員に及ぶものとします。

第28条（告知方法）

本会則における会員への告知は、会社のホームページの掲載及び会員から届出のあった場電子メールアドレスまたはLINE宛に電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第29条（管轄の合意）

本会則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

idea fitnessお客様相談

■サービスのお問合せ・ご意見・
ご要望はこちらまで

0120-267-046

受付時間10：00～24：00